

第7回パーソナルデータに関する
検討会資料

資料4-1-②

参考資料 1

**「個人情報」等の定義と
「個人情報取扱事業者」等の義務について
(事務局案)**

<概要編>

2014-4-16

- 我が国の成長戦略においては、**パーソナルデータ**（個人の行動・状態に関するデータ）を個人の利益のみならず**公益のために積極的に利活用することにより、新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化を促進**することを目指している。
- しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、パーソナルデータの利活用が**個人情報保護法制定当時には実現が困難であった方法により行われるようになってきており、個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレイゾーン」が拡大**するなど、利活用にあたって遵守すべきルールが曖昧になってきている。また、このような状況において、自分のパーソナルデータが悪用されるのではないかという**消費者の不安が顕在化**しており、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしてもプライバシーに係る社会的な批判を受けるケースが見受けられ、事業者の**パーソナルデータの利活用を躊躇させる要因**の一つとなっている。
- これらの問題の解決には、事業者が、**個人情報及びプライバシーの保護**について消費者の理解を得つつ、パーソナルデータを積極的に**利活用**することを可能とする、**新たな制度整備が必要**である。
- その際、企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が容易となるよう、**センシティブデータの扱いや事業者の適用除外規定**など、各国の状況を踏まえ、**国際的調和の取れた日本として最適な制度**を考える必要がある。

■ グレーゾーンの拡大への対応

- 個人情報等保護されるパーソナルデータの範囲
- (仮称) 準個人情報

■ 消費者の不安を解消しつつ、パーソナルデータの利活用を推進する仕組み

- (仮称) 個人特定性低減データ

■ 国際的調和を図るための適正な取扱い

- 機微情報
- 個人情報取扱事業者 (取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い)

■ その他の対応

- 「保有個人データ」の保有期間の見直し

■ まとめ

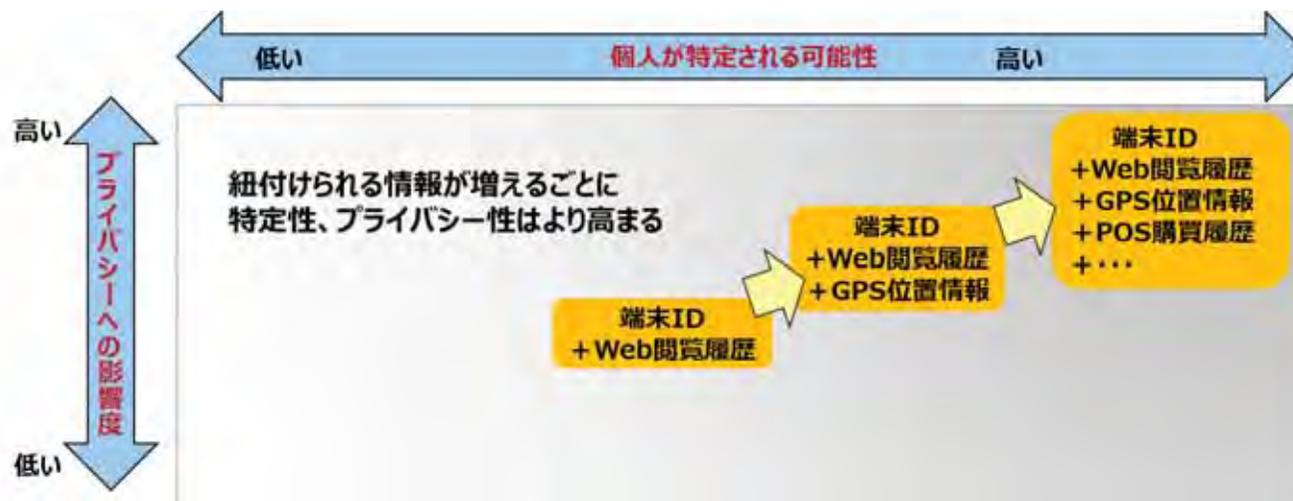
グレーゾーンの拡大への対応

- 個人情報等保護されるパーソナルデータの範囲
- (仮称) 準個人情報

グレーゾーンが生まれる背景

- **情報通信技術の進展とともにパーソナルデータの種類や利用方法が拡大し、本人が意識しないところで、インターネット上に大量かつ詳細なパーソナルデータが散在する状況**
 - インターネットやスマートフォン、SNSなどの普及によるツイッター、フェイスブックなど消費者自身の情報発信力が向上している。
 - PCの性能、通信速度の向上、ストレージの低価格化により、大量データの構築、収集、分析が可能になっている。
 - 端末IDや位置情報など個人に紐づく新しい多種多様なデータが増大。

複数のパーソナルデータの組み合わせ



- 端末IDなど「複数の事業者で共通に利用できる識別子」は、複数の事業者のそれぞれ持つ別々なパーソナルデータを容易に紐付け可能
- 複数のパーソナルデータが組み合わせられると、個人が特定される可能性とプライバシーへの影響度はより高まる

現状と問題点

- **消費者のプライバシー意識と事業者のパーソナルデータ利活用に関する認識との不一致**
 - 情報の多種多様化を背景に、法律上の個人情報に当たらないパーソナルデータであっても、消費者が保護してほしいと認識するものがあり、保護されるパーソナルデータの範囲や利活用の方法に関する消費者と事業者の考えが一致せず、事業者が社会的批判に合うケースが発生しており、事業者のパーソナルデータの利活用を躊躇させる要因の一つとなっている。
- **利活用するパーソナルデータが個人情報か否かを判断する基準の曖昧さ**
 - 事業者の持つパーソナルデータが法律上の個人情報に該当するかを判断する際、そのパーソナルデータが「容易」に他の情報と照合して個人が特定できるか”を基準とすることになるが、情報の多種多様化と技術の進展を背景に、どのような状態が「容易」に照合できる状態であるのかが曖昧なため、事業者において判断できない状況が発生している。

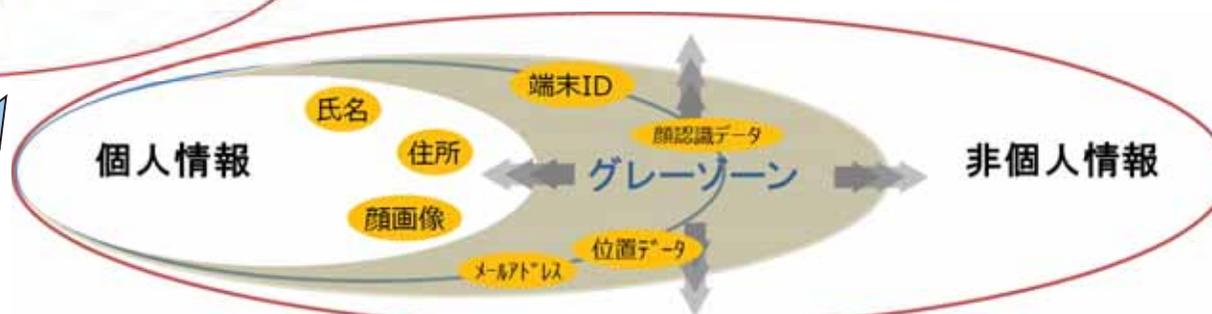
【現行法制定時】



- ・（事業者側） 利活用を進めて良い領域かどうか？
→ **利活用を躊躇**
- ・（消費者側） 特定の個人が識別され、プライバシー侵害が起こる恐れがあるのでは？
→ **悪用されないか不安**

【現在】

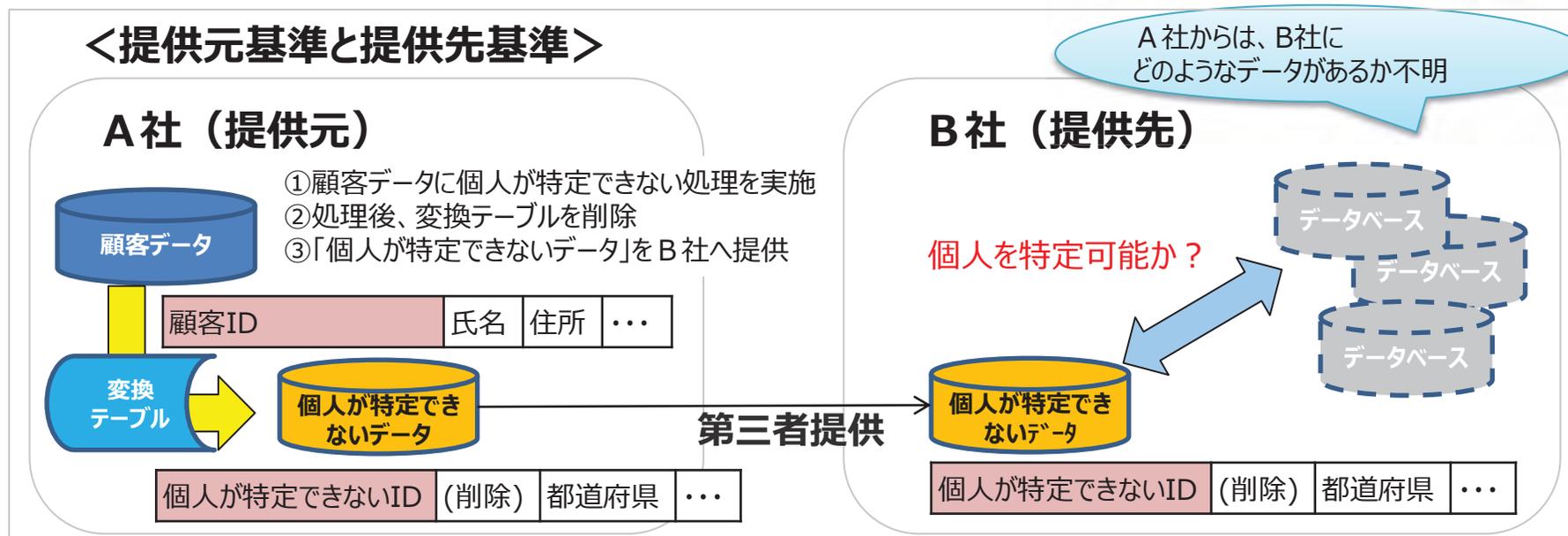
利活用するデータの
種類と量が増大



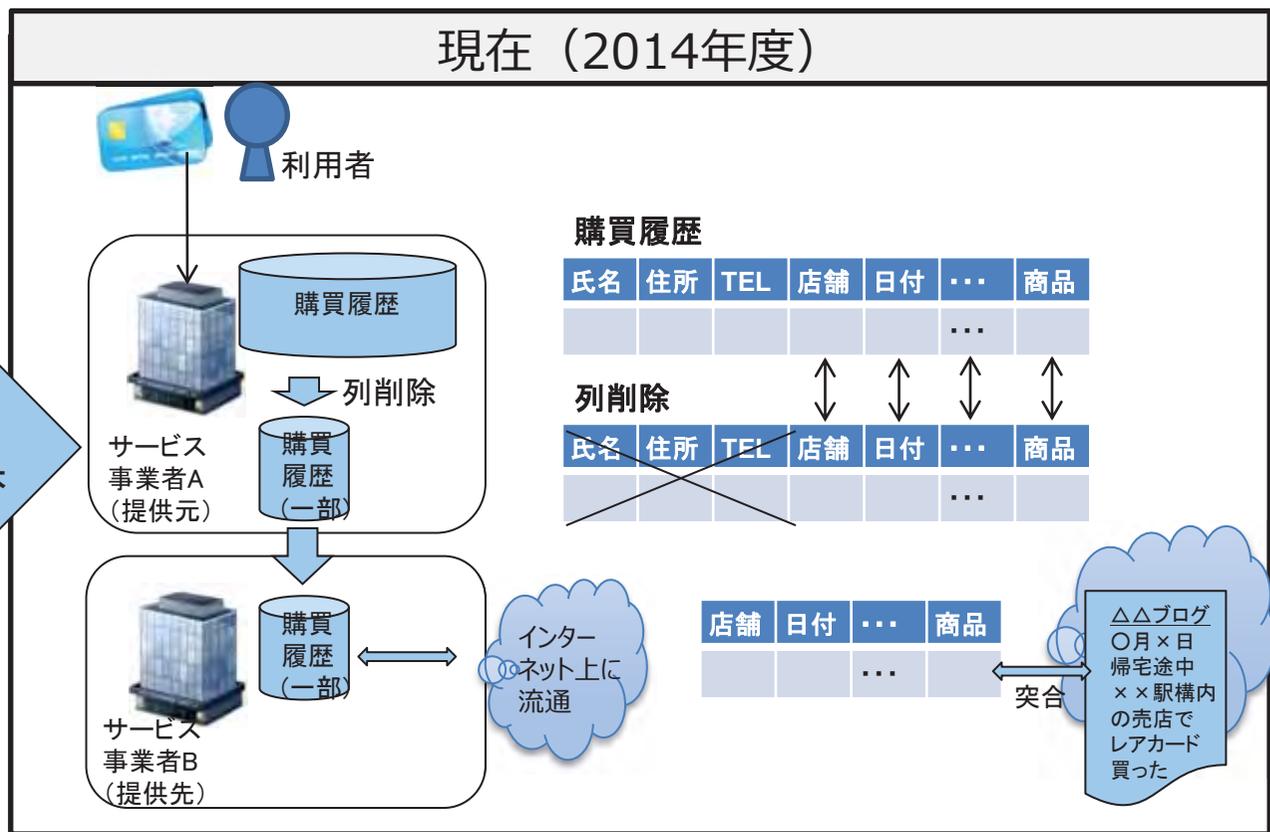
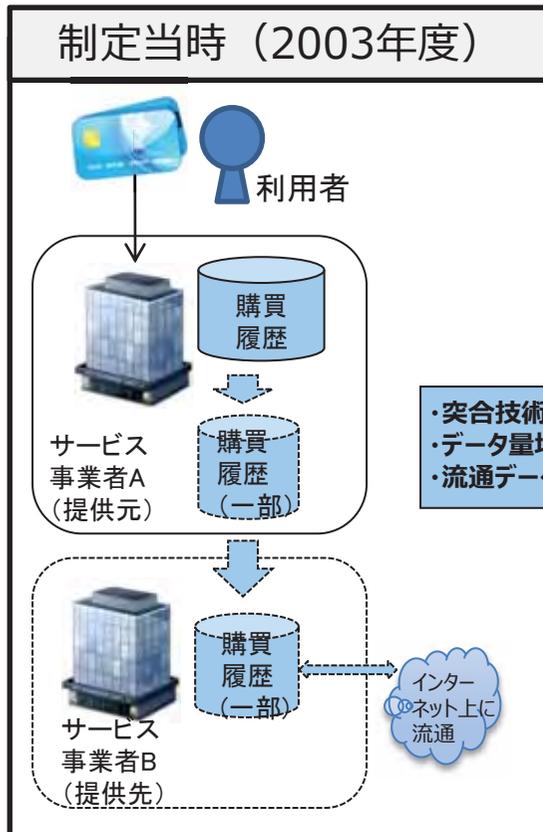
現状と問題点

● 利活用するパーソナルデータが個人情報か否かを判断する基準の曖昧さ

- 大量のデータが流通しているため、提供先にどのような情報があるかの予測が困難。
- 利活用の一環でパーソナルデータを流通する場合、以下の2つの考え方があり、事業者においてどちらの基準で考えるべきか判断できない状況が発生している。
 - A) データの提供元で個人が特定できないデータは、提供することができる（提供元基準）
 - B) データの提供元で個人が特定できないと判断したデータであっても、提供先が持つ様々なデータと組み合わせられることで個人が特定できてしまう場合があるため、提供先での特定性を考慮すべき（提供先基準）

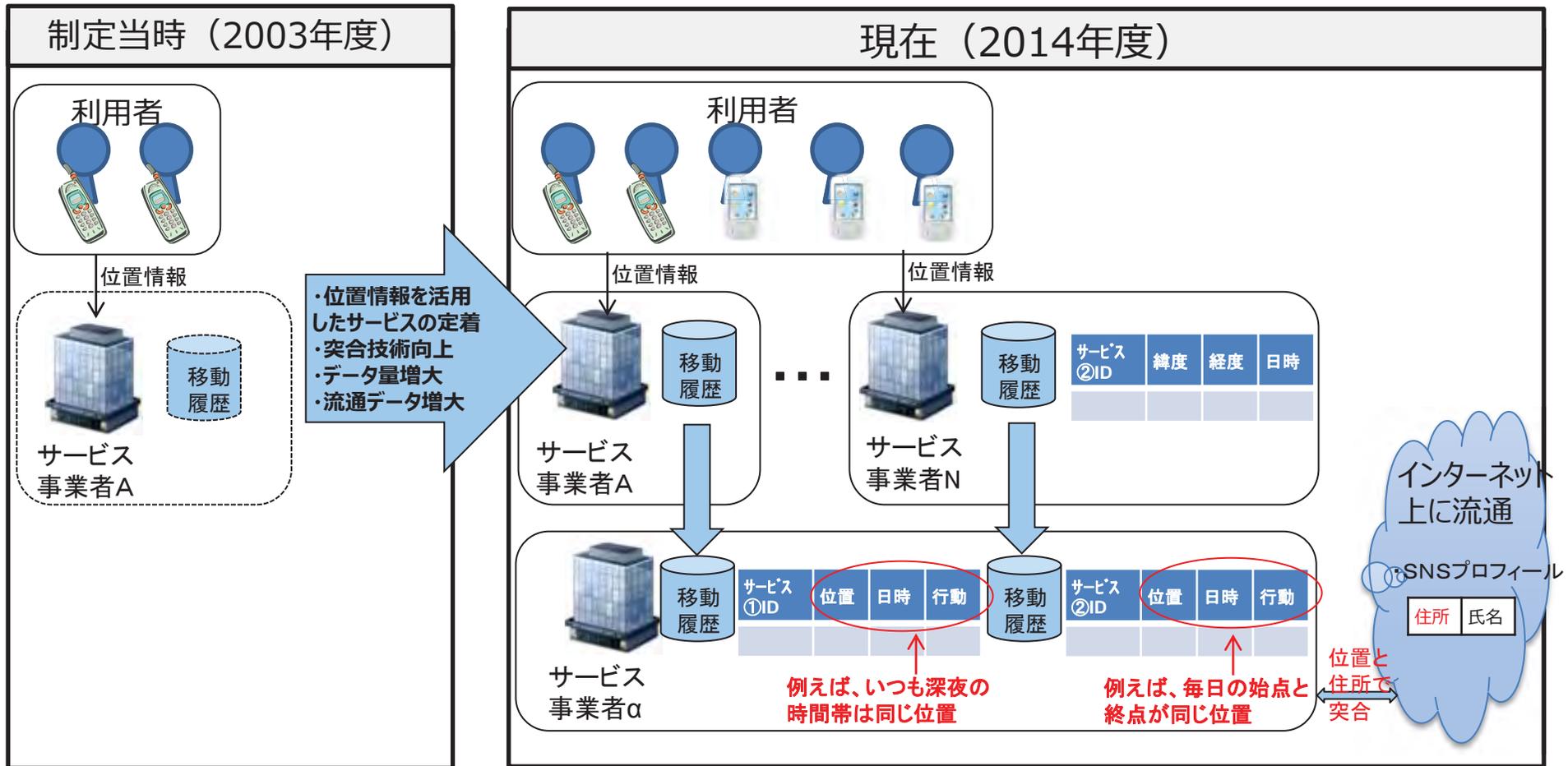


消費者と事業者とで共通して判断できるパーソナルデータの範囲と個人情報の判断基準を明確化し、グレーゾーンを解消することが必要



①保有するデータ量が少ないため、第三者提供するデータ活用のビジネスニーズは顕在化していなかった。
②仮に個人を特定しないよう加工して第三者提供したとしても、インターネット上に流通するパーソナルデータが少なかったため、個人情報に戻るリスクが少なかった。

①保有するデータ量が増大し、第三者提供によるデータ活用のビジネス価値が高まってきた。
②個人情報の定義のうち、いわゆる「容易照合性」の解釈が明確でない（提供元が提供先か、さらに提供元だとしても列削除等した加工データと元データの照合が容易か否か）。
③個人を特定しないよう加工して第三者提供しても、SNS等の普及によりインターネット上に流通する膨大なパーソナルデータと突合することで個人を特定出来る可能性が増大している。



・位置情報を活用したサービスの定着
・突合技術向上
・データ量増大
・流通データ増大

①移動情報を活用するサービスが顕在化していなかった。

①位置情報を活用するサービスが普及し、保有するデータ量が増大することで、2地点以上の位置情報が集まった移動情報を利活用することによるビジネス価値が高まってきている。

②SNSや地図情報を活用したサービスの普及によりインターネット上に流通する膨大なパーソナルデータ（位置と個人に関する情報）と、移動情報を突合することで個人を特定出来る可能性が増大している。

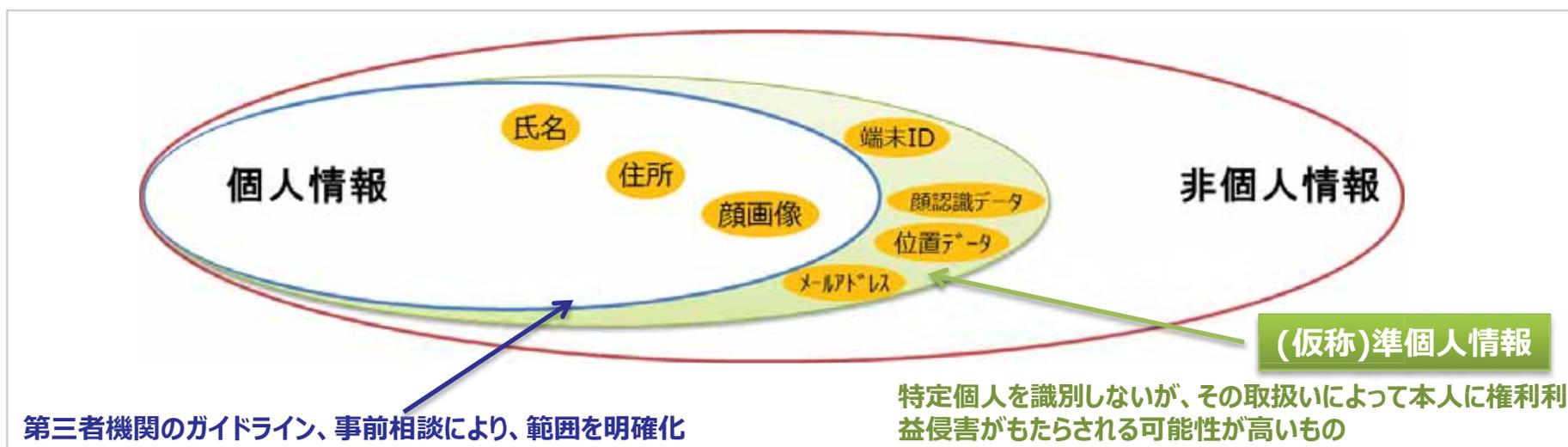
グレーゾーンの解消のための対応概要

● 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化

- 情報通信技術の進展等により拡大したグレーゾーンを解消し、消費者及び事業者が安心して利活用できることを狙いに、特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性が高いもの（複数の事業者で共通に利用できる識別子）については、新たに（仮称）準個人情報と類型化し、利活用方法を定義する。

● 「個人情報」の判断基準の明確化

- 個人情報の範囲の判断基準である「容易に照合できる状態」については、第三者機関による統一したガイドラインによる明文化や事前相談により、明確化を図る。
- 加えて、第三者提供時における個人情報か否かの判断基準については、提供元（情報を取扱う事業者）を基準に判断する。



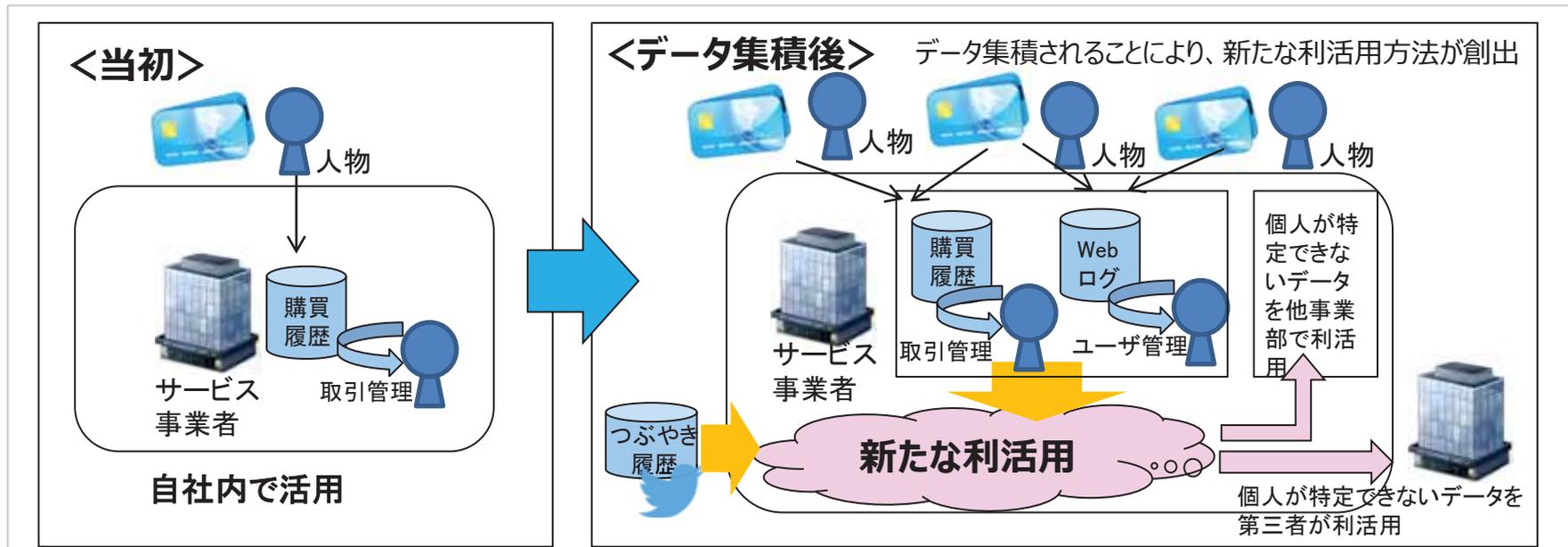
消費者の不安を解消しつつ、 パーソナルデータの利活用を推進する仕組み

- (仮称) 個人特定性低減データ

現状と問題点

● **ビッグデータビジネスへの既に取得した個人データの利活用**

- (当初は想定していなかった) 新たなサービスのために取得済みの個人情報を活用するには、**本人から利用目的の変更や第三者提供への同意取得が必要**
- 個別に連絡をとり、個人情報の本人全員から再度同意を取得することは、**事業者にとっては相当な負荷**となる

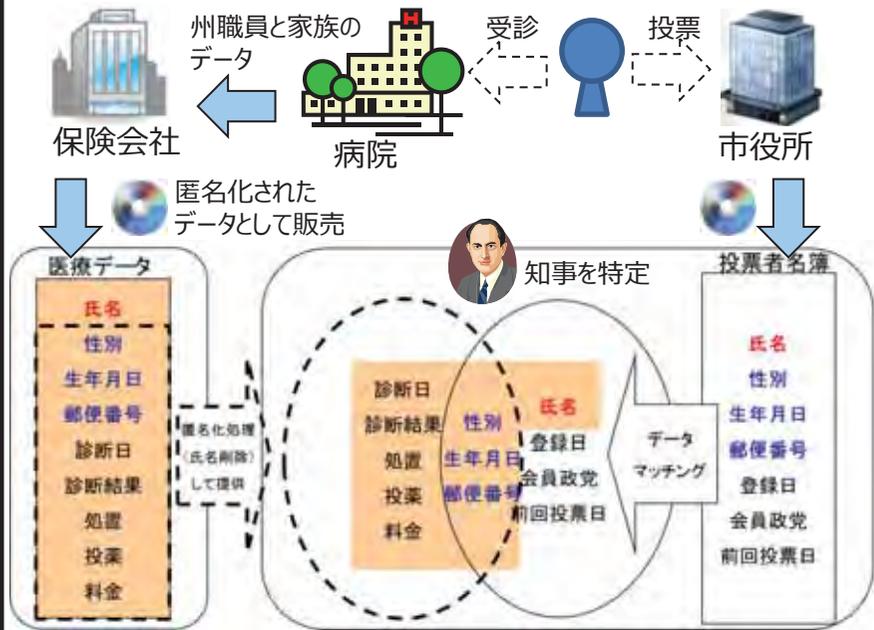


「個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータ」を活用し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの「事業者内での目的外利用」や「第三者提供」を可能とする環境

- 法制定当時から情報を組み合わせて個人を特定する可能性はあったが、蓄積できるデータ量の増大、データ送受の時間短縮、データ処理能力・精度等の飛躍的な向上により、個人を特定できる可能性が増大

制定当時（2003年度）

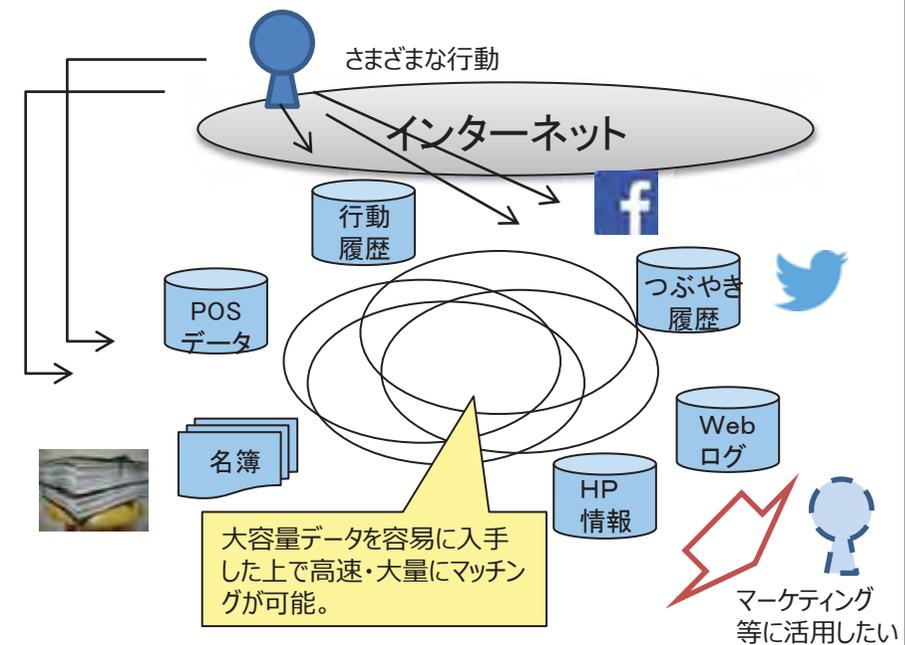
- 医療データは氏名を消去しており、匿名化できているとされていたため販売されていた。
- ディスクでデータを購入し、研究者個人で照合を実施。



※第1回技術検討WG資料2-3の図を加工

現在（2014年度）

- インターネット上に発信された情報や各種行動履歴データが、大量に蓄積されている。
- この大容量データに対して高速マッチング処理が可能に。

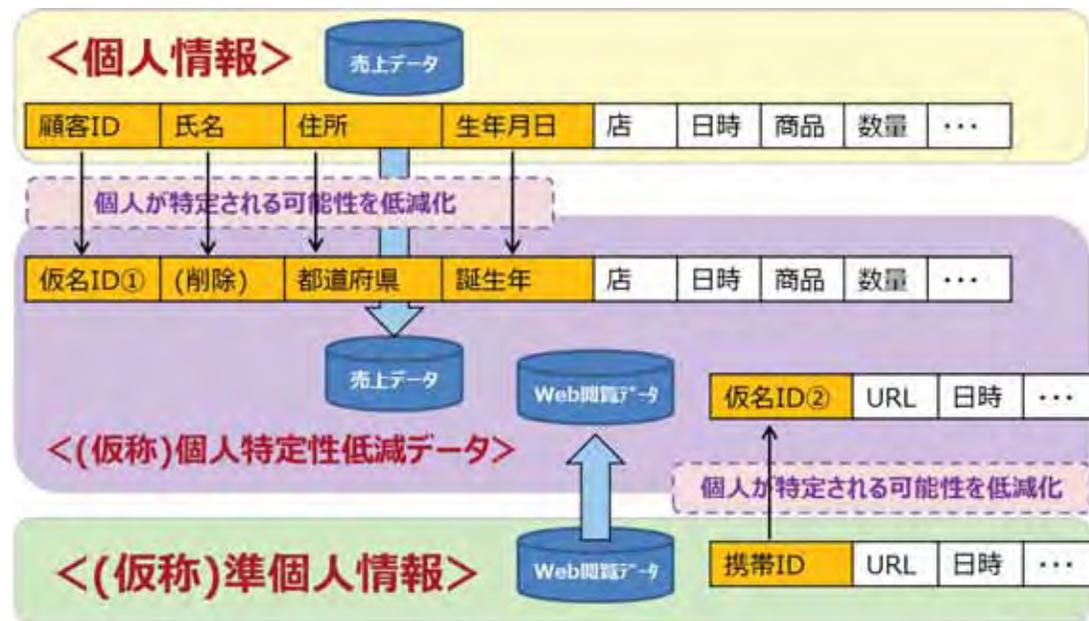


大容量データのマッチングを行うことで個人を特定できる可能性が高まっており、マーケティング等への活用を行いたい。プライバシーの保護の観点からも活用に躊躇。
消費者、事業者ともに安心してパーソナルデータを利活用するには特定化を防ぐ「制度上の手当て」が必要。

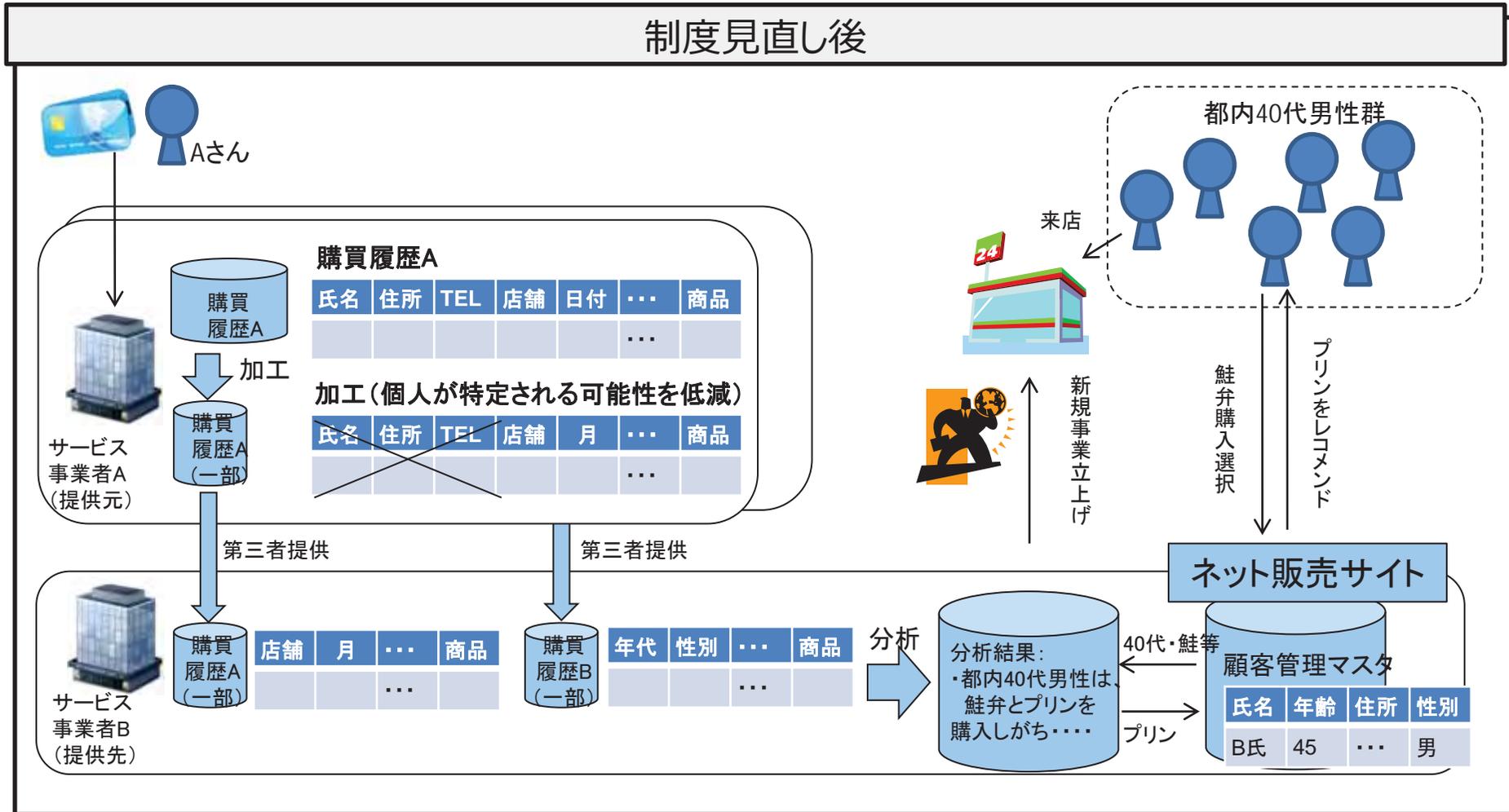
対応概要

- **ビッグデータビジネスを可能とする新たな制度整備**
 - プライバシーを保護しつつ、パーソナルデータを新たなサービスへ利活用できる環境整備のため、「個人データ」を氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるものを削除する等加工したデータを新たに（仮称）個人特定性低減データと類型化し、利活用方法を定義する。
 - （仮称）個人特定性低減データは、ビッグデータビジネスを促進するために、「利用目的外の利用」と「第三者提供」を本人同意なしに可能とするが、事業者には第三者機関への情報提供と本人特定の禁止の義務を法定する。

<（仮称）個人特定性低減データの作成イメージ>



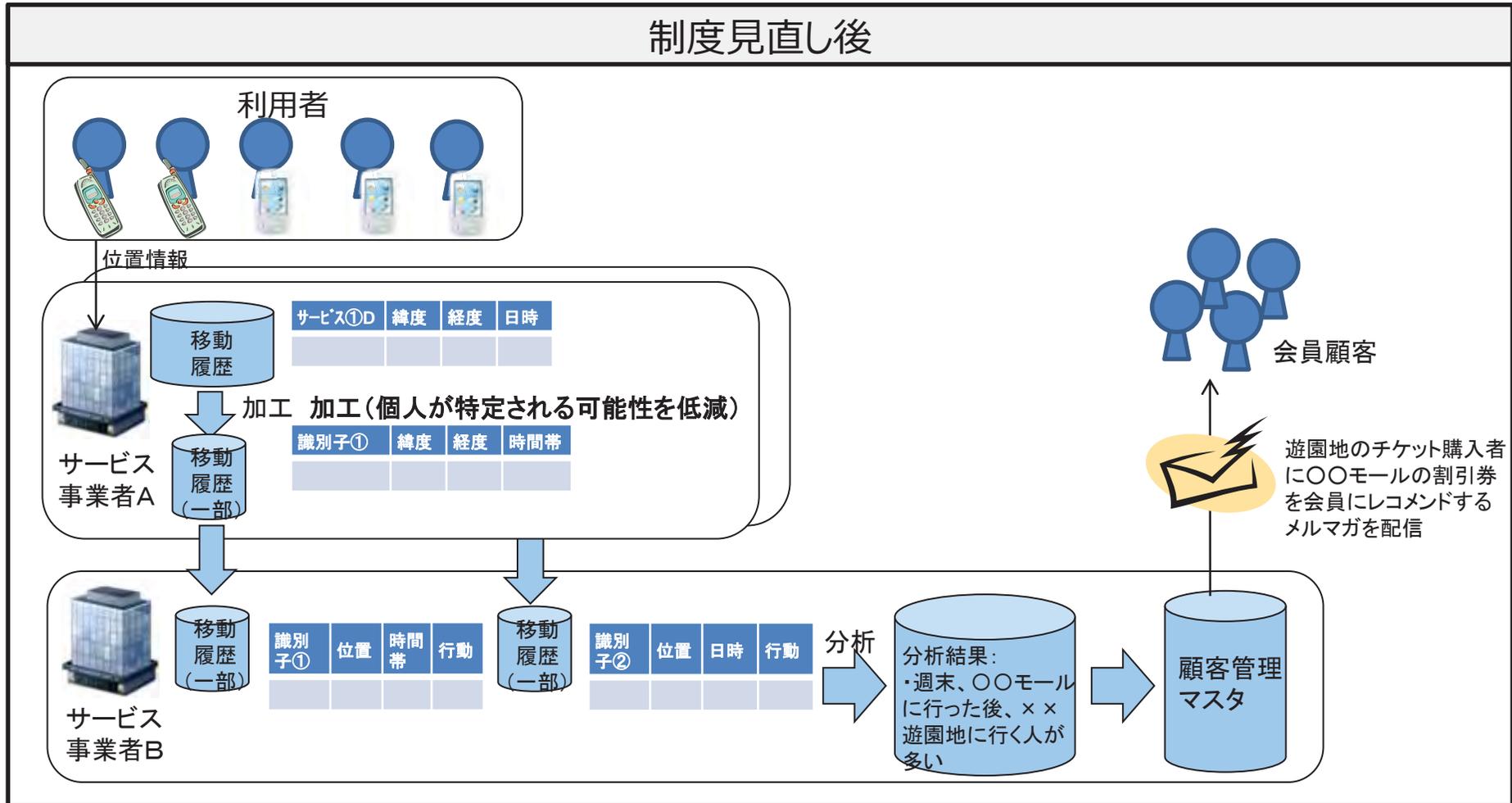
制度見直し後



購買履歴といった個人データを加工し、個人が特定される可能性を低減したデータを本人同意を要せず第三者提供を実現すると、提供先の事業者は次のようなビジネスが実現できる。

- ① 受領した加工済みデータを分析し、行動・嗜好に関する傾向といった知見を得る。
- ② 事業者Bの会員に対し、得た知見（傾向）を活用したレコメンドサービスを実現する。
- ③ 事業者Bの情報をもとに、新規事業の立ち上げをターゲット客層に向け精度よく行う。

制度見直し後



移動情報を加工し、個人が特定される可能性を低減したデータを本人同意を要せず第三者提供を実現すると、提供先の事業者は次のようなビジネスが実現できる。

- ① 受領した加工済みデータを分析し、人の行動に関する傾向に関する知見を得る。
- ② 事業者Bの会員に対し、得た知見（傾向）を活用した集客に係る Recommend サービスを実現する。

国際的調和を図るための適正な取扱い

- 機微情報
- 個人情報取扱事業者

現状と問題点

○ センシティブデータ（機微情報）の取扱い

- 国際的には、センシティブデータ（機微情報）を定義し、特別な扱いを求めている国と地域が多い。
- プライバシー侵害の可能性の程度を踏まえ、個人情報の取扱いには軽重があるところだが、現行法では、個人情報の性質による取扱いの差はない。（国際的なデータの流通に支障となる恐れ）
- 各事業分野のガイドラインでは、機微情報を定義し、原則その取扱いを禁止しているものもある。

同じ個人情報でも、その内容によっては、差別やプライバシー侵害につながりやすいものもあるため、特に適正な取扱いを要するものを「機微情報」として定義し、その取扱いを規定する

○ 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の適用除外規定

- 過去6カ月以内のいずれの日においても5,000件を超えない者は個人情報取扱事業者から除外され、個人情報取扱事業者の義務が一切かからない。
- 5,000件以内であっても、個人のプライバシー侵害は発生しうるため、数量基準の見直しが必要。（国際的なデータの流通に支障となる恐れ）

事業者の負担に配慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

※「域外適用・越境執行協力・国外移転制限」、「開示、削除等の在り方」については、第8回検討会で提示予定

対応概要

● 機微情報の国際的調和

- 国際的な調和を図るため、新たに「機微情報」を定義し、特に慎重な取扱いを要するものとするとともに、その取得に際しては本人の同意を必要とする。

<機微情報の範囲>

①人種に関する情報
②信条に関する情報
③社会的身分に関する情報
④前科・前歴に関する情報

※保健医療に関する情報等については第9回で検討予定

● 個人情報取扱事業者

- 個人情報取扱事業者の適用除外条件である、5,000件以内の条件を削除し、取り扱う数量によらない新たな基準を設定する。

<適用除外>

- カーナビ、電話帳など不特定多数に販売することを目的としているものを加工なく利用する者
- 同好会名簿、学校の連絡網など、構成員だけ共用する者

<適用除外または、義務をかけるが、重大な事案以外、勧告、命令、罰則の対象としない>

- 小規模事業者（中小企業基本法において定義）であって、次のいずれかの要件に該当する者
 - 当該事業者が事業の用に供する「個人情報等データベース等」に「機微情報」を含まない
 - 当該「個人情報データベース等」に含む「個人データ」を販売目的で保有せず、これも販売しない

その他事項

- 「保有個人データ」の保有期間の見直し
- 継続検討事項

「保有個人データ」の保有期間の見直し

○現状と問題点

- 6カ月以内に消去される個人データについては、利用目的の公表等の義務がかからない
- 短期間の保有であっても個人情報の取扱いの透明性を確保すべき
- 一方、開示等本人の求め等の対象にするかについては、事業者負担に配慮した扱いとすべき

事業者の負担に配慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

○対応方針

- 短期間の保有であっても、個人情報の取扱いに関する事業の透明性を確保する観点から、保有個人データの事項に関する公表等の適用除外となる「**6カ月以内**」の規定を削除する

継続検討事項

以下の項目は今後の継続検討事項とする

- 「保存期間」の明確化
- プライバシー影響評価
- 共同利用、同意取得の手続きの明確化

まとめ

① グレーゾーンの拡大

- ・保護されるパーソナルデータの定義とルールを明確化
- ・個人情報であるか否かの判断主体・基準を明確化

② パーソナルデータを活用する新たな環境

「個人が特定される可能性を低減したデータ」を活用し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの「事業者内での目的外利用」や「第三者提供」を可能とする環境

③ 国際的な調和

○ 機微情報

同じ個人情報でも、その内容によっては、差別やプライバシー侵害につながりやすいものもあるため、特に適正な取扱いを要するものを「機微情報」として定義し、その取扱いを規定する

○ 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い

事業者の負担に配慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

④ その他

○ 「保有個人データ」の保有期間の見直し

事業者の負担を考慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

- ・事業者間で共通で利用する識別子等を新たに「(仮称)準個人情報」として定義し、その取扱いをルール化
- ・第三者へ情報提供する際の個人情報の判断基準が提供者基準であることの明確化等

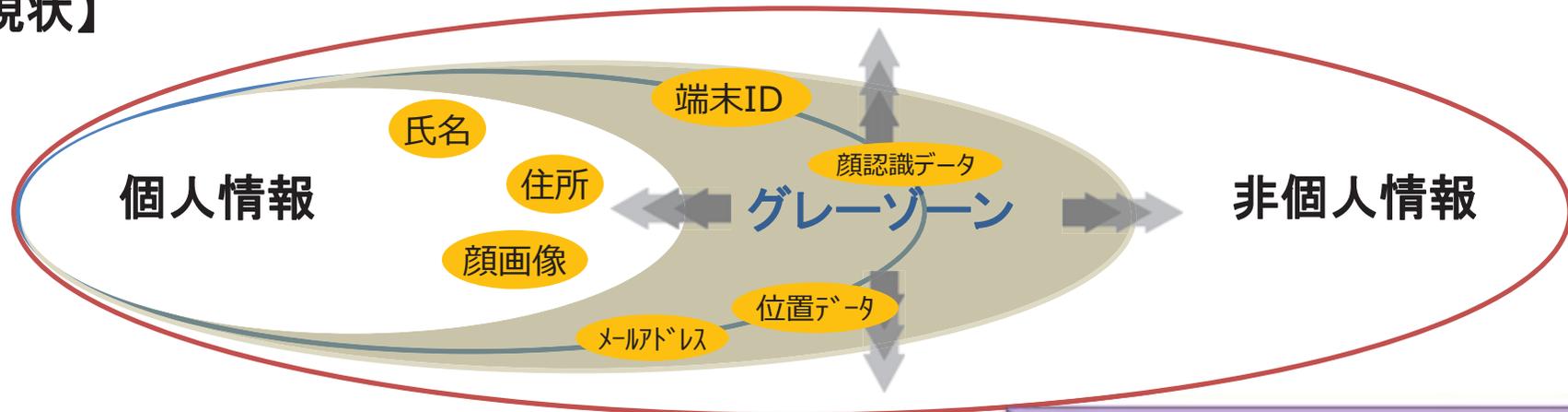
プライバシー保護に配慮した、利活用推進のため、新たに「(仮称)個人特定性低減データ」を定義し、その取扱いをルール化

○ 機微情報を定義し、特別な取扱いをルール化

○ 5,000件の適用除外条件を削除し、新たな基準を設定

○ 利用目的の公表等の適用除外となる「6か月以内」の規定を削除

【現状】

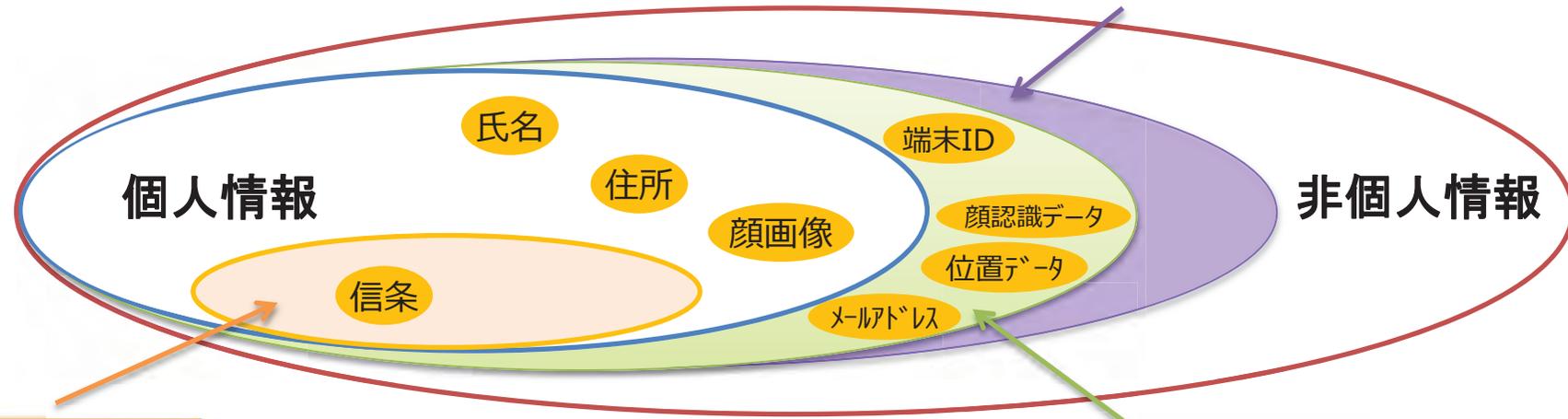


【今回の制度見直し】



(仮称)個人特定性低減データ

特定の個人が識別される可能性を低減したデータ



機微情報

特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある情報

(仮称)準個人情報

特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの

【参考】 今後の個人情報取扱事業者等の義務イメージ

事業者 ※準個人情報、個人特定性低減の仮称を省略		個人情報取扱事業者		個人情報取扱事業者、 準個人情報取扱事業者	個人、準個人、個人特定性低減データ取扱事業者	
データ		個人情報、個人データ 保有個人データ	機微情報	準個人情報 準個人データ	個人特定性低減データ	
データ取得	利用目的の特定(§15)	取得データの利用目的を特定			義務なし	
	適正な取得(§17)	適正に取得する				
	取得時(§18)	利用目的の通知または公表	本人から同意取得	あらかじめ、または取得後速やかな利用目的の公表等(検討中)	個人情報、準個人情報から作成するため該当しない	
	書面での取得	利用目的の明示				
利用目的の公表(§24)		利用目的を公表			義務なし	
取扱い	取得時の利用目的を変更(§16)	利用目的内	本人へ通知または公表			本人を特定しないため義務なし
		利用目的外	本人から同意取得			あらかじめの公表等により利用可(検討中)
	取扱い(§19-22)	正確性の確保	データ内容を正確かつ最新の内容に保つ			
安全管理		安全管理・従業者の監督・委託先の監督				
個人特定性低減データ	加工・提供者	適正に個人が特定される可能性を低減する措置を施し、元データとの突合を禁止				
	受領者	対象外			特定の個人を識別禁止	
第三者への提供(§23)	オプトアウト	あらかじめ、第三者提供を利用目的とする	禁止	本人を特定して個人情報として同意を得る または個人が特定される可能性を低減する措置を施す	第三者機関へ報告	
	共同利用	あらかじめ、共同利用を利用目的とする		禁止	禁止	
本人の求め	利用目的内(§24)	求めに応じて通知			本人を特定しないため義務なし	
	開示等請求(§25-27)	求めに応じて開示				

義務			個人情報	個人データ	保有個人データ
データ取得等	利用目的の特定(§15)		取得データの利用目的を特定		
	適正な取得(§17)		適正に取得		
	取得時(§18)	取得時	利用目的の通知または公表		
		書面での取得	利用目的の明示		
利用目的の公表(§24)		利用目的を公表		義務なし	
取扱い	取得時の利用目的を変更(§16)	利用目的内	本人へ通知または公表		
		利用目的外	本人から同意取得		
	取扱い(§19-22)	正確性の確保	データ内容を正確かつ最新の内容に保つ		
		安全管理	安全管理・従業者の監督・委託先の監督		
第三者への提供(§23)			本人から同意取得		
	オプトアウト	あらかじめ、第三者提供を利用目的とする	義務なし		
		共同利用			
本人からの求め	利用目的(§24)	求めに応じて通知			
	開示請求(§25-27)	求めに応じて開示			

義務あり